

参考資料集

－ 目次 －

(全体検証)		
参考 17-1	これまでの検討内容の整理	1
参考 17-2	課徴金納付命令の対象となった事業者の総売上高（直近 1 年間）に占める課徴金額（最大 3 年間）の割合の分布	2

○見直しの基本方針

- 現行課徴金制度の枠組みは原則維持
- 改正が必要な事項は原則法定化し、公正取引委員会の専門判断に委ねる部分は必要最小限に限定
※以下の下線部分に限定

○課徴金の算定・賦課方式の基本的な枠組み

- 課徴金の算定基礎となる売上額の適正化
 - ・カルテル、談合事案の「当該商品又は役務」の売上額に係る相互拘束・具体的競争制限効果要件の撤廃
 - ・売上額がない場合の算定基礎を、利得を観念できる類型ごとに法定化（これに準ずるものを政令で追加）
 - ・売上額が違反抑止に必要な範囲を超える場合に公正取引委員会が必要と認める範囲で売上額を控除
- 基本算定率の引上げ、算定期間の撤廃又は延長
- 業種別算定率の廃止、中小企業算定率の適用対象の適正化
- 繰り返し違反・主導的役割への加算は原則維持、早期離脱の減算は課徴金減免制度に取り込んで廃止
- 課徴金納付命令の義務的賦課は原則維持
- その他の行為類型に固有の見直しは見送り（原則、不当な取引制限に合わせた見直しに限定）

○調査協力インセンティブを高める制度

- 現行課徴金減免制度の拡充
 - ・課徴金減免制度の適用事業者数の制限（最大5名）や申請期限（調査開始後20日まで）を撤廃
 - ・事業者が提出する証拠の価値等に応じて公正取引委員会が一定の幅の中で減算率を決定
 - ・協力義務（公正取引委員会への速やかな情報提供、公正取引委員会からの情報提供又は供述聴取依頼に応じる、減免申請した事実・内容を第三者に明らかにしない）の導入
- 調査妨害行為に対して課徴金を加算、検査妨害罪の法人に対する罰金の引上げ

○新制度に見合った手続保障

- 第11回会合で検討予定

(注)これまでの研究会における主要な意見を事務局の責任でまとめたもの。

課徴金納付命令の対象となった事業者の総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合の分布

○課徴金納付命令の対象となった事業者単体の総売上高ベース(注1)

名宛人		課徴金納付命令の対象となった事業者単体の総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合								
		0.1%以下	0.1%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～4%以下	4%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～	合計
全体	事業者数	58	202	85	36	12	6	8	0	407
	(事業者数/事業者数の合計)	14.3%	49.6%	20.9%	8.8%	2.9%	1.5%	2.0%	0.0%	100.0%
大企業	事業者数	35	44	11	1	0	0	1	0	92
	(事業者数/事業者数の合計)	38.0%	47.8%	12.0%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	100.0%
中小企業	事業者数	23	158	74	35	12	6	7	0	315
	(事業者数/事業者数の合計)	7.3%	50.2%	23.5%	11.1%	3.8%	1.9%	2.2%	0.0%	100.0%

○課徴金納付命令の対象となった事業者が属する企業グループの総売上高ベース(注2)

名宛人		課徴金納付命令の対象となった事業者が属する企業グループの総売上高(直近1年間)に占める課徴金額(最大3年間)の割合								
		0.1%以下	0.1%超～1%以下	1%超～2%以下	2%超～3%以下	3%超～4%以下	4%超～5%以下	5%超～10%以下	10%超～	合計
全体	事業者数	76	30	2	0	0	0	0	0	108
	(事業者数/事業者数の合計)	70.4%	27.8%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
大企業	事業者数	52	29	2	0	0	0	0	0	83
	(事業者数/事業者数の合計)	62.7%	34.9%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
中小企業	事業者数	24	1	0	0	0	0	0	0	25
	(事業者数/事業者数の合計)	96.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注1) 課徴金納付命令の対象となった各事業者の課徴金額(最大3年間の違反対象商品の売上額を基に算定されたもの)が、当該事業者単体の総売上高(直近1事業年度)に対して、どの程度の割合であったかの分布を示したもの。

(注2) 課徴金納付命令の対象となった各事業者の課徴金額(最大3年間の違反対象商品の売上額を基に算定されたもの)が、当該事業者の属する企業グループの総売上高(直近1事業年度)に対して、どの程度の割合であったかの分布を示したもの。

(注3) 課徴金納付命令の対象となった各事業者及び各企業グループの総売上高はいずれも事務局調べによる。

(注4) 平成24～26年度の納付命令のうち平成17年改正による算定率が適用された事案から作成したもの。企業グループの総売上高ベースのデータは、有価証券報告書等により企業グループの総売上高が確認できたもののみ。